

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画主体	津奈木町

津奈木町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 : 津奈木町役場 振興課 自立振興班
所在地 : 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地
電話番号 : 0966-78-3112
FAX番号 : 0966-78-3116
メールアドレス : jiritusinkou@town.tsunagi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）・ニホンジカ・カラス類 ヒヨドリ・アナグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	津奈木町

（注）イノシシ（イノブタ含む）以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	11a 152千円
	果樹（不知火等）	5a 302千円
	いも類	1a 30千円
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	200a 200千円
カラス類	果樹（不知火等）	10a 500千円 ※推定
ヒヨドリ	果樹（不知火等）	0.2a 13千円
アナグマ	野菜類	10a 100千円 ※推定

※カラス類・アナグマについては、被害数値を把握できていないため、住民からの被害報告等を踏まえ推定で計上している。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

水稻、果樹を中心に年間を通して町内全域で被害が発生している。近年は民家の庭先の家庭菜園等での出没報告もあり、被害地域の拡大・増加や、人的被害も懸念される。

② ニホンジカ

近年、町民からの聞き取りによれば生息分布域が拡大している様子がうかがわれ、ヒノキなどの造林木の剥皮害や食害が発生している。今後は生息数の増加に伴い、更なる山林被害の増大、農作物への被害の拡大が予想される。

③ カラス類・ヒヨドリ

果樹を中心に年間を通して発生しており、果樹の収穫期には特に被害（果実の食害等）が多発している。

④ アナグマ

野菜を中心に年間を通して発生しており、家庭菜園等での被害報告が増加しており、今後も、被害の増加や被害地域の拡大が懸念される。

《過去3年間の被害状況等》

年度	鳥獣名	品目	被害面積 (推定)	被害額 (推定)	捕獲数 (有害)
H 2 2	イノシシ	水稻	25a	108千円	254頭
		果樹	50a	2,610千円	
		野菜	7a	160千円	
H 2 3	ニホンジカ	スギ	980a	13,356千円	0頭
		ヒノキ			
		果樹	320a	15,456千円	
H 2 4	イノシシ	水稻	17a	170千円	125頭
		果樹	36a	343千円	
		野菜	1a	17千円	
H 2 4	ニホンジカ	スギ	980a	13,356千円	0頭
		ヒノキ			
		果樹			
H 2 4	イノシシ	水稻	11a	152千円	177頭
		果樹	5a	302千円	
		野菜	1a	30千円	
H 2 4	ニホンジカ	スギ	200a	200千円	0頭
		ヒノキ			
		果樹	0.2a	13千円	

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
イノシシ	17a 484千円	11a 300千円
ニホンジカ	200a 200千円	140a 140千円
カラス類	10a 500千円	5a 250千円
ヒヨドリ	0.2a 14千円	0.1a 10千円
アナグマ	10a 100千円	5a 50千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会により捕獲隊を編成し、猟銃及びわなを用いて捕獲を実施	① 猟友会と新規わな免許取得者（農業者）の捕獲体制を整備することが必要である。 ② 捕獲した鳥獣の処分方法、処分する場所の確保など、捕獲後の対応を検討する必要がある。 ③ 猟友会隊員は平日が勤務等の為、出猟日が限られているのが現状であり、緊急時の対応が難しい。
防護柵の設置等に関する取組	被害農家個人及び中山間直接支払事業を利用し、電気柵等の防護柵を設置	① 農業者の高齢化、担い手不足により防護柵の維持管理が困難になる恐れがある。「鳥獣害から自分たちで農地を守る」という住民の意識改革が必要である。 ② 山林においては、今後更なる被害の拡大が懸念される。また、対象範囲が広く、設置や管理面でのコストや労力が大きくなることから、各種補助事業などを有効活用し、一体的な整備を推進する必要がある。

(5) 今後の取組方針

国、県等関係機関からの鳥獣被害対策に関する技術や情報を収集するとともに各種補助事業を活用しながら、効果的・効率的な防除対策に取り組む。

① 有害鳥獣の被害状況の調査

② 効果的な被害対策の検討

③ 集落・地域住民への鳥獣被害対策に対する啓発・意識改革

集落単位での防護柵の設置、維持管理の推進、「鳥獣から自分たちで農地を守る」という住民の意識改革のための講習会の開催

④ 捕獲体制の強化

捕獲従事者確保のため、わな免許取得、箱わなの整備等の推進

⑤ 耕作放棄地の解消

イノシシ・カラス類・ヒヨドリの住処となっている耕作放棄地を国・県の事業を使って解消する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会により、町内全域で猟銃及びわなを用いて有害鳥獣の捕獲を行う。
また、新規わな免許取得者に対し、猟友会による指導を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H 2 6	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	捕獲従事者確保対策の推進として、新規狩猟免許取得の推進や同取得者の研修会の開催、農林業者への個別啓発。箱わな等の導入。また、捕獲従事者の技術向上のための研修の開催。
H 2 7	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	捕獲従事者確保対策の推進として、新規狩猟免許取得の推進や同取得者の研修会の開催、農林業者への個別啓発。箱わな等の導入。また、捕獲従事者の技術向上のための研修の開催。
H 2 8	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	捕獲従事者確保対策の推進として、新規狩猟免許取得の推進や同取得者の研修会の開催、農林業者への個別啓発。箱わな等の導入。また、捕獲従事者の技術向上のための研修の開催。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
捕獲頭数			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
イノシシ	254頭	125頭	177頭
ニホンジカ	—	—	—
カラス類	6羽	0羽	0羽
ヒヨドリ	0羽	0羽	105羽
アナグマ	—	—	—
捕獲計画にあたっては、熊本県が定める第11次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）保護管理計画を踏まえて捕獲数を設定する。 ① イノシシについては現状の捕獲数を維持することを目標に設定する。 ② ニホンジカについては現在捕獲の実績が無いため、県の特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画に基づき目標密度を0頭/km²とし、捕獲技術の向上を見込んで設定する。 ③ カラス類については、平成22年度の捕獲実績が6羽であったため、捕獲目標を同程度の10羽とする。 ④ ヒヨドリについては、被害が隔年であることから、その年の被害状況に応じた捕獲を実施するものとし、捕獲目標については、平成24年度の捕獲実績が105羽であったため、捕獲目標を同程度の100羽とする。 ⑤ アナグマについては、これまでの捕獲実績はないが、被害の状況や捕獲依頼の要望等を踏まえ、10頭と設定する。 また、捕獲数については狩猟による捕獲を含まない。			

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
カラス類	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
アナグマ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
猟銃及びわなを用いて、国有林を除く町内全域で捕獲を実施する。 捕獲にあたっては事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努めることとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
津奈木町	ニホンジカ、アナグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	金網柵 2,500m 15ha	金網柵 2,500m 15ha	金網柵 2,500m 15ha
ニホンジカ	金網柵 2,500m 15ha	金網柵 2,500m 15ha	金網柵 2,500m 15ha

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H26	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	防護柵設置場所及び管理体制の検討、補助事業を使っ ての耕作放棄地の解消、住民に対する講習会や、技術 向上のための研修会開催。
H27	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	防護柵設置場所及び管理体制の検討、補助事業を使っ ての耕作放棄地の解消、住民に対する講習会や、技術 向上のための研修会開催。
H28	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヒヨドリ アナグマ	防護柵設置場所及び管理体制の検討、補助事業を使っ ての耕作放棄地の解消、住民に対する講習会や、技術 向上のための研修会開催。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役 割
熊本県県南広域本部 芦北地域振興局	有害鳥獣関連の被害の情報提供、助言、指導等、 野生鳥獣保護
津奈木町	被害の情報収集等、関係地区住民への周知
水俣警察署	人的被害発生時の対応
猟友会津奈木支部	有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

被害発生→役場当直室→鳥獣被害担当→振興課長・班長・芦北警察署・熊本県 県南広域本部芦北地域振興局
--

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	津奈木町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
あしきた農業協同組合	農業被害の情報収集、被害防止対策普及啓発
水俣芦北森林組合	林業被害の情報収集、被害防止対策普及啓発
熊本県農業共済組合芦北支所	農業被害の情報収集
猟友会津奈木支部	有害鳥獣の捕獲、捕獲体制の整備
津奈木町 振興課	会の総括、事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
水俣警察署	人的被害発生時の対応
熊本県県南広域本部 芦北地域振興局 農業普及・振興課 林務課	協議会のサポート 有害鳥獣関連の情報提供、助言、指導等、野 生鳥獣保護

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年3月29日に設置

体制・・・町職員のみで構成(5名)

主な活動内容・・・被害調査等、広報・啓発、緩衝帯の設置、技術指導

体系図

隊長(振興課長)

↓

班長(わな免許所持職員)

↓

隊員(自立振興班員3名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ等の誘引要因となっている耕作放棄地の解消に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

猟友会隊員が全量を回収し、やむ得ない場合は、生態系に影響を及ぼさないように埋却処分する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

熊本県、近隣の市町村等関係機関との連携を図り、生息状況等の情報を共有しながら、被害対策を推進する。

計画内容の変更は、被害状況、防止実績等を検討したうえで年度毎に行うものとする。

但し、計画内容の変更が緊急を要する場合はこの限りではない。